

ID: 1745

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第44条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第44条の規定による。 (特定地域型保育事業者の確認の変更) 第44条 特定地域型保育事業者は、第29条第1項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日